令和８年度　小泉小学校生徒指導全体計画

日本国憲法
教育基本法
子どもの権利条約
学習指導要領
広島県教育委員会
三原市教育委員会

学校教育目標
学びに向かい、心豊かで、健やかな児童の育成
～「かしこく」「やさしく」「たくましく」～

児童の実態
・決まりを守るよさを感じ、主体的によりよい学校を作っていこうとする姿勢が育ってきている。

家庭・地域との連携

生徒指導目標
感謝の気持ちを持ち、規範意識や自己肯定感を向上させる児童の育成

特別の教科道徳
道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる

重点目標
○苦しいことや辛いことに出会っても粘り強くやりぬく。
○相手のことを思いやり、親切にする。
○生命の尊さを知り、生命あるものを大切にする。
○郷土のよさを知り、文化や伝統を大切にする。

重点目標（小泉小学校　五つの宝）
○あいさつ
○ほかほか言葉
○時間を守る
○静かな廊下歩行
○トイレのスリッパ揃え

各教科等
国語
言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。
社会
我が国の国土と歴史に対する愛情や、世界の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。
算数
よりよく問題を解決しようとする態度や、学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。
理科
自然を愛する心情や、主体的に問題解決しようとする態度を育てる。
生活
身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活したりしようとする態度を養う。
音楽
音楽を愛好する心情と豊かな情操を培う。
図工
感性を育み、楽しく明るい生活を営む態度を養う。
家庭
家族の一員として、生活をより良くしようと工夫する実践的態度を養う。
体育
健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。
外国語（外国語活動）
他者（相手）に配慮しながら、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

人権教育目標　　人権尊重の精神を具体的な生活の中に生かせる児童の育成

生徒指導の具体的取組

①　活動内容 ・集団下校 ・地域児童会・登下校指導 　学期初め、学期末 ・生活のきまり作成(年間指導用) ・長期休暇中におけるくらしの資料作成 ・特別活動計画（地域児童会・委員会活動・クラブ活動・清掃活動） ・防犯教室　７月　児童の犯罪防止と被害防止 ・校則の見直し　児童の学校運営への参加	・生徒指導にかかわる研修（4 月・7 月・12 月） 　児童実態情報共有（いじめ防止委員会、校内暮会等）、夏季研修等、i-check の分析・取組 ・ありがとうの花束 ②　評価 ・児童の自己評価、教職員の児童評価 　（年間計画に基づいたアンケート･評価の実施）